



平成18年度「国有林モニター」の募集について

東北森林管理局では、国有林について知りたいという国民の皆様に対し、国有林の役割や現状を御理解していただき、国有林の管理経営に皆様の声を役立てていく取組の一環といたしまして、平成16年度から「国有林モニター」を募集しています。

平成17年度のモニターの皆様には、現在、アンケート等を通じて国有林への御意見、御提言などをいただいている

ところです。

今回、平成18年度「国有林モニター」を募集いたします。

〈募集人員〉 48名

〈依頼期間〉

平成18年4月から

平成19年3月までを予定

〈依頼の内容〉

- ・国有林に関するアンケートへの回答（4回程度）
- ・国有林に関する御意見や御提言などの報告（アンケートにあわせて報告様式を送付します。）
- ・国有林モニター会議への出席

〈応募資格〉
青森県内にお住まいの国有林に関心を有する成人（ただし、国会及び地方議会の議員、地方公共団体の長並びに常勤の国家公務員並びに前年度にモニターとなった方を除く）

〈応募方法〉
官製ハガキ又は封書にて必要事項を記入の上、左記の東北森林管理局国有林モニター係まで御応募ください。また、御不明な点につきましても御遠慮なくお問い合わせください。

〒01010・8580
秋田市中通5丁目9番16号
東北森林管理局国有林モニター係

電話 018・836・2274

（受付時間）
平日 8時30分～17時

平日 8時30分～17時

FAX 018・836・2031

将来、満額の老齢基礎年金を受け取るためにも追納をおすすめします。

保険料免除（全額・半額）、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された期間（半額免除は半額の保険料を納めることが必要）は、老齢基礎年金額が、保険料を納めた場合よりも少なくなってしまうので、そこで、ゆとりができたときは10年前まで遡って納めることができる「追納」をおすすめします。10年を経過すると保険料の追納はできなくなりますのでご注意ください。保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認されてから10年目に当たる月の月末が追納の納付期限です。

追納することにより保険料を納めた場合と同じ年金額の老齢基礎年金を受けることができます。ただし、3年目以降、追納する場合は当時の保険料に加算金がかかりますので、お早めの追納をおすすめします。追納には専用の納付書が必要ですので、ご希望の方は社会保険事務所へお問い合わせ

追納することにより保険料を納めた場合と同じ年金額の老齢基礎年金を受けることができます。ただし、3年目以降、追納する場合は当時の保険料に加算金がかかりますので、お早めの追納をおすすめします。追納には専用の納付書が必要ですので、ご希望の方は社会保険事務所へお問い合わせ

年末・年始の閉庁日・休診日及びゴミ収集日のお知らせ

	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4
風間浦村役場 35-2111	御用納め	○	○	○	○	○	○	御用始め
風間浦村診療所 35-2001		○	○	○	○	○	○	
むつ総合病院 22-2111			○	○	○	○	○	
大畑診療所 34-2211		○	○	○	○	○	○	
大間病院 37-2105		○	○	○	○	○	○	
ゴミ収集 35-2111				○	○	○	○	

- 印が休みです。
- 医療機関においては、救急患者については随時受け付けます。
- 役場閉庁のため、印鑑証明・戸籍謄本・抄本及び住民票の写しなどの必要な書類のある場合は、お早めにとるようお願いします。

入札の結果をお知らせします。

（平成17年11月分）

事業名	設計額及び契約金額(円)税込み	業者名	工期・納期等
風間浦村営 住宅小易 団地解体工 事	2,415,000	皆野建築	平成17年11月11日
	2,205,000		平成17年12月10日
村有車両売払い	-	燦青工	平成17年11月10日
	2,257,500		平成17年12月9日